

食安検発第0220001号
平成18年2月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の
登録検査機関への委託の指示について

標記については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」(以下「部長通知」という。)により通知したところです。

今般、平成18年2月9日付け食安検発第0209001号により各検疫所におけるモニタリング検査の検査件数の割り振りの改訂について通知したところですが、当該検査のうち、検査体制の整備の遅れから検査実施が遅れていた添加物の成分規格及び器具、容器包装、おもちゃに係る合成樹脂の成分規格の検査、並びに平成18年2月15日付け食安輸発第0215003号により強化された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物のモニタリング検査については、部長通知の別紙の1の(2)に基づき、登録検査機関に試験事務を委託し、検査を実施することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられるようお願いいたします。

記

登録検査機関に委託を行うための検体を採取する各検疫所の品目、検体数については、本通知の別添1及び2に従うこと。検体数の割り振りのあった検疫所においては、各本所単位で登録検査機関と委託契約を結ばれたい。検査の実施は、平成18年3月6日から開始するものとする。

部長通知の別紙の3の(1)に該当しない登録検査機関は現在のところ存在しない。今後、新たに地方厚生局から適合命令等が発出された場合には、その都度情報提供する。